

と と ろ

ともに楽しみ ともに学び 元気になろう

第141号(令和5年4月1日発行)  
静岡県身体障害者福祉センター  
静岡市葵区駿府町1番70号  
TEL:054-252-7829  
FAX:054-255-2011



## 【 体育館・会議室の夜間利用について 】

夜間利用(17～21時)の予約がない日は  
福祉センター窓口・会場の貸出を17時で終了します

### [ 予約・キャンセル ]

夜間利用の予約 ・ キャンセルは  
利用日の前日までにお願いします

※当日のお申込みはお断りさせていただきます



※ 災害他 やむを得ない理由以外 キャンセルの連絡は前日までにお願いします

## 【 夜間利用がない日の利用時間延長について 】

当日の17時以降への利用時間延長はお断りさせていただきます  
17時までに鍵の返却をお願いします



## 福祉センター 5月の予定表

| 曜日 | 月  | 火  | 水         | 木         | 金         | 土  | 日   | 備考  |  |
|----|----|----|-----------|-----------|-----------|----|-----|---|--|
| 日  | 1  | 2  | 3 (憲法記念日) | 4 (みどりの日) | 5 (子どもの日) | 6  | 7   |  |  |
| 午前 |    |    |           | 卓球        |           |    |     |   |  |
| 午後 |    |    |           |           |           |    |     |   |  |
| 1日 |    |    |           |           |           |    |     |   |  |
| 日  | 8  | 9  | 10        | 11        | 12        | 13 | 14  |   |  |
| 午前 |    |    |           | 料理        | トリム       |    |     |   |  |
| 午後 |    |    |           |           |           | 書道 |     |   |  |
| 1日 |    |    |           |           |           |    |     |   |  |
| 日  | 15 | 16 | 17        | 18        | 19        | 20 | 21  |   |  |
| 午前 | 卓球 |    |           |           | トリム       | 卓球 |     |   |  |
| 午後 |    | 音楽 |           |           |           |    |     |   |  |
| 1日 |    |    |           |           |           |    |     |   |  |
| 日  | 22 | 23 | 24        | 25        | 26        | 27 | 28  |   |  |
| 午前 | 生花 |    |           |           |           | 書道 | 休館日 |   |  |
| 午後 |    |    |           |           |           |    |     |   |  |
| 1日 |    |    |           |           |           |    |     |   |  |
| 日  | 29 | 30 | 31        |           |           |    |     |   |  |
| 午前 |    |    |           |           |           |    |     |   |  |
| 午後 |    |    |           |           |           |    |     |   |  |
| 1日 |    |    |           |           |           |    |     |   |  |

見守り  
新鮮情報

### 布団の処分や 点検を口実にした 強引な訪問販売 に注意!

「処分してもよい布団はないか」と男性が訪問してきたので、2階の押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に上がり込んで押し入れを開け、座布団ではなく**羽毛布団**などを勝手に出し、「このままではダメになってしまうので、**リフォーム**したほうがよい」と熱心に勧めてきた。根負けして約13万円の契約をしてしまった。年金暮らしの身には**高額**過ぎて支払えない。(80歳代)



見守り  
新鮮情報

### 障がいのある方も 気を付けて! SNSで副業トラブル

私は福祉施設の職員だが、福祉作業所で働いている知的障がいがある男性が、**SNS 広告の副業サイト**を見て、ネット上で商品を購入して転売するマニュアルのようなものを購入した。**高額なクレジットカード決済と振り込み**をし、何度か支払ったようだが、利益を上げられるとは思えない。高額な**支払いが難しい**ので困っているという。(当事者：20歳代)



- 「処分してもよい布団はないか」などと訪問されても、安易に家の中に入れないようにしましょう。家の中にあげてしまうと、点検を強いられたり、布団の購入やリフォームの契約を勧められたりする恐れがあります。
- 布団の処分は事業者ではなく、自治体のルールに従って処分しましょう。
- 事業者の来訪は、なるべく一人で対応せず、一度帰ってもらうなどして、家族や周囲の人などに同席してもらいましょう。
- 家族や周囲の人は、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、いつもと違う様子はないかなど、気を配りましょう。
- クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。しつこく勧誘され恐怖を感じたときや困ったときは、最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン 188)。
- 副業をしようとインターネットで情報商材等を購入したが、利益は出ないのに支払いが高額で困っているというトラブルが、障がい者の間でも起きています。
- 「誰でも簡単に稼げる」などのうまい話はありません。SNS や広告をうのみにしないよう、本人と話し合っておきましょう。
- 問題に早く気付くためにも、日ごろからのコミュニケーションが大切です。家族や周りの人は、日常の生活や会話の中でいつもと違った様子はないかなど見守るとともに、相談しやすい関係を築いておきましょう。
- 困ったこと、不安なことがあれば、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。本人だけで相談するのが難しい場合は、家族や周りの人が付き添いましょう。

国民生活センター資料引用

紙面に関するお問い合わせは・・・

**静岡県身体障害者福祉センター**

TEL:054-252-7829 FAX:054-255-2011 (月曜日～金曜日 9:00～17:00)